第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	5,000,000,000
計	5,000,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（平成15年９月30日）	提出日現在発行数（株）（平成15年11月28日）	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	2,001,962,672	2,001,962,672	東京・大阪・名古屋各市場第一部、フランクフルト、ロンドン、スイス	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
計	2,001,962,672	2,001,962,672	―	―

（注）提出日現在の株式の発行数には、平成15年11月１日から本半期報告書提出日（平成15年11月28日）までの転換社債の株式への転換及び新株予約権の行使により発行した株式の数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。

①2009年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（平成14年5月27日発行）

	中間会計期間末現在（平成15年９月30日）	提出日の前月末現在（平成15年10月31日）
新株予約権付社債の残高（百万円）	250,000	250,000
新株予約権の数（個）	50,000	50,000
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	208,159,866	208,159,866
新株予約権の行使時の払込金額（円／株）	1,201	1,201
新株予約権の行使期間	平成14年６月10日 ～平成21年５月13日(注)	平成14年６月10日 ～平成21年５月13日(注)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,201 資本組入額 601	発行価格 1,201 資本組入額 601
新株予約権の行使の条件	(1)当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権の行使はできないものとする。 (2)各新株予約権の一部行使はできないものとする。	(1)当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権の行使はできないものとする。 (2)各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡制限はない。	譲渡制限はない。

（注）繰上償還の場合には、当該償還日の前銀行営業日までであります。

提出会社に対して新株の発行を請求できる権利（旧商法第280条ノ19第２項に基づく新株引受権（ストックオプション））は次のとおりであります。

①平成12年６月29日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 （平成15年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成15年10月31日）
新株予約権の数（個）	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（千株）	1,305	1,305
新株予約権の行使時の払込金額（円／株）	3,563	3,563
新株予約権の行使期間	平成12年８月１日 ～平成22年６月29日	平成12年８月１日 ～平成22年６月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格3,563 資本組入額1,782	発行価格3,563 資本組入額1,782
新株予約権の行使の条件	(1)権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、いずれの場合にも、(2)に定める新株引受権付与契約に定める条件による。 (2)この他、権利行使の条件は、平成12年６月29日開催の定時株主総会決議及びその後の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。	(1)権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、いずれの場合にも、(2)に定める新株引受権付与契約に定める条件による。 (2)この他、権利行使の条件は、平成12年６月29日開催の定時株主総会決議及びその後の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。

②平成13年６月26日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 （平成15年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成15年10月31日）
新株予約権の数（個）	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（千株）	1,360	1,360
新株予約権の行使時の払込金額（円／株）	1,450	1,450
新株予約権の行使期間	平成13年８月１日 ～平成23年６月26日	平成13年８月１日 ～平成23年６月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　1,450 資本組入額　725	発行価格　1,450 資本組入額　725
新株予約権の行使の条件	(1)権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、いずれの場合にも、(2)に定める新株引受権付与契約に定める条件による。 (2)この他、権利行使の条件は、平成13年６月26日開催の定時株主総会決議及びその後の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。	(1)権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、いずれの場合にも、(2)に定める新株引受権付与契約に定める条件による。 (2)この他、権利行使の条件は、平成13年６月26日開催の定時株主総会決議及びその後の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。

当社は、旧商法第341条ノ２の規定に基づき転換社債を発行しております。

当該転換社債の残高、転換価格及び資本組入額は次のとおりであります。

銘柄（発行日）	平成15年９月30日現在			平成15年10月31日現在		
	転換社債残高 （百万円）	転換価格 （円）	資本組入額 （円）	転換社債残高 （百万円）	転換価格 （円）	資本組入額 （円）
無担保第６回転換社債 （平成元年８月21日）	39,617	1,751.50	876	39,617	1,751.50	876
無担保第10回転換社債 （平成６年12月22日）	15,577	998.00	499	15,577	998.00	499

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成15年８月９日（注）	－	2,001,962	－	324,624	△300,000	94,441

（注）商法第289条第２項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振替えたものであります。

(4) 【大株主の状況】

平成15年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託富士電機口再信託受託者資産管理サービス信託	東京都中央区晴海一丁目８番12号	138,010	6.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番３号	129,500	6.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海一丁目８番11号	94,041	4.70
富士電機株式会社	川崎市川崎区田辺新田１番１号	77,421	3.87
ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（常任代理人　株式会社みずほコーポレート銀行）	米国・ボストン	50,177	2.51
ザ・チェース・マンハッタン・バンク・エヌエイ・ロンドン（常任代理人　株式会社みずほコーポレート銀行）	英国・ロンドン	41,793	2.09
モルガン信託銀行株式会社（非課税口）	東京都港区赤坂五丁目２番20号	32,891	1.64
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目３番３号	32,441	1.62
朝日生命保険相互会社	東京都新宿区西新宿一丁目７番３号	30,218	1.51
ＵＦＪ信託銀行株式会社（信託勘定Ａ口）	東京都千代田区丸の内一丁目４番３号	26,373	1.32
計	－	652,867	32.61

（注）１．日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）、モルガン信託銀行株式会社（非課税口）及びＵＦＪ信託銀行株式会社（信託勘定Ａ口）の所有株式数は、各行の信託業務に係るものです。

２．みずほ信託銀行株式会社退職給付信託富士電機口再信託受託者資産管理サービス信託につきましては、富士電機株式会社が所有していた当社株式を退職給付信託として委託した信託財産であり、議決権の行使については、富士電機株式会社の指図により行使されることとなっております。

３．モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッドから平成15年10月16日付で大量保有報告（変更報告書）の提出があり、平成15年９月30日現在で以下の株式を共同保有している旨の報告を受けておりますが、当社として実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主には含めておりません。なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は次のとおりであります。

大量保有者（共同保有）　モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド他９社

保有株数（発行済株式に対する保有の割合）　154,928,431株（7.74%）

(5) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成15年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 1,650,000	―	権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,986,560,000	1,986,560	同上
単元未満株式	普通株式 13,752,672	―	同上
発行済株式総数	2,001,962,672	―	―
総株主の議決権	―	1,986,560	―

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が650,000株（議決権の数650個）及び名義人以外から株券喪失登録のあった株式が16,000株（議決権の数16個）含まれております。

②【自己株式等】

平成15年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
富士通㈱	東京都港区東新橋一丁目５番２号	1,574,000	―	1,574,000	0.07
富士テレコム㈱	東京都板橋区板橋一丁目53番２号	35,000	―	35,000	0.00
北陸コンピュータ・サービス㈱	石川県金沢市駅西本町二丁目７番21号	18,000	―	18,000	0.00
㈱北海道電子計算センター	札幌市中央区南一条西十丁目２	10,000	―	10,000	0.00
㈱テクノプロジェクト	島根県松江市学園南二丁目10番14号	9,000	―	9,000	0.00
中央コンピューター㈱	大阪市北区西天満五丁目14番10号	4,000	―	4,000	0.00
計	―	1,650,000	―	1,650,000	0.08

（注）株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が上記「①発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」の欄に1,000株（議決権の数１個）含まれております。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成15年４月	５月	６月	７月	８月	９月
最高（円）	346	391	501	670	568	640
最低（円）	300	325	392	483	465	559

（注）株価は東京証券取引所（市場第一部）における市場相場であります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本半期報告書提出日までの役員の異動はありません。